

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画

令和3年4月
寝屋川市教育委員会

はじめに

近年、子どもの読書活動はテレビをはじめ、インターネットやスマートフォンやSNSなど、様々なメディアの普及・影響などにより、本に親しむ機会が少なくなり、活字離れの傾向が進んでおり、子どもたちの読書習慣が失われる危機に直面していると言っても過言ではありません。平成30年度の文部科学省調査でも、未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭の子どもは、していない子どもに比べて、本を読む子どもの割合が多いと指摘されています。

平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行をはじめ、国や大阪府で子ども読書活動推進計画が策定されました。

寝屋川市におきましても、国や府の基本的な考え方を踏まえ、平成18年に「第1次寝屋川市子ども読書活動推進計画」、平成28年に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画策定は、本市の子どもたちが、読書することの楽しさや新たな知識を得ることの喜びを知り、賢明に力強く生きる力を養うため、読書推進を図ることを目的としています。

第2次計画で、具体的には読書した子どもたちに達成感が得られる工夫を目的に読書通帳を発行し、また平成28年度より学校図書館に携わる学校司書を市内小中学校に配置しました。さらに学校司書等の専門性向上のための研修を実施し、図書館と学校との連携を強化しました。

しかしながら学齢期の子どもが本に親しむ機会は、学年の上昇に伴い減少の傾向であり、市ではより一層子どもの読書活動を推進していくため、第2次計画の検証を行い、その成果と課題を踏まえた「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策を実行することとしました。

計画実施にあたっては、計画の趣旨をご理解いただき、市民の皆様により一層のご理解、ご協力をお願いします。

目次

第1章 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって	
1. 策定の経緯	… 1
2. 策定の目的	… 3
3. 第2次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題	… 3
第2章 第3次計画の基本的な考え方	
1. 計画の目的・基本方針	… 18
2. 計画の位置づけ	… 19
3. 計画期間	… 19
4. 対象	… 19
第3章 推進のための取組	
第1節 家庭・地域における取組	
1. 家庭・地域における推進	… 20
2. 図書館における推進	… 20
第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組	
1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	… 24
2. 学校における推進	… 24
第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組	
1. 障害のある子どもの読書支援	… 26
2. 外国人の子どもの読書支援	… 26
用語解説	… 29
参考資料	… 35

第1章 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1. 策定の経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(1)（平成13年12月施行）を受けて、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(2)、大阪府子ども読書活動推進計画」(3)が策定されました。

それらを受けて、寝屋川市では平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」と称する場合があります。）、平成28年3月に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」（以下、「第2次計画」と称する場合があります。）を策定いたしました。市は、この計画に基づき、進捗状況の把握や関係機関・団体と情報交換を行い、事業を進めてまいりました。

「第1次計画」では、主に乳幼児期の子ども読書活動推進施策として、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」(4)、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例行事実施等により、絵本・児童書の貸出増加や親子で来館する人の増加等の成果を得ることができました。

第1次計画初年度（平成18年度）の児童書貸出冊数は309,614冊、第1次計画最終年度（平成27年度）は345,066冊、この間の伸び率としては11,45%でした。

「第2次計画」では、読書通帳（記述式）(5)を市内小中学校の希望者に配布し、読書のきっかけづくり、習慣化の推進につなげました。

本市では、「第1次計画」、「第2次計画」の成果と課題を踏まえ、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組むことにしました。

<表>国・大阪府・寝屋川市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況

時期	国	大阪府	寝屋川市
平成 11 年 8 月	平成 12 年を「子ども読書年」とする衆参両議院の決議		
平成 12 年 5 月	国際子ども図書館（国立国会図書館の支部図書館）が開館		
平成 13 年 4 月	子どもゆめ基金創設		
平成 13 年 12 月	子ども読書活動の推進に関する法律（法律第 154 号）公布・施行		
平成 14 年 8 月 2 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定		
平成 15 年 1 月		大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス	
平成 17 年 7 月 29 日	文字・活字文化振興法公布・施行		
平成 18 年 3 月			寝屋川市子ども読書活動推進計画（1次）（平成 23 年 3 月まで）策定
平成 20 年 3 月 11 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 2 次） 閣議決定		
平成 23 年 3 月		第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画策定	
平成 25 年 5 月 17 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 3 次） 閣議決定		
平成 28 年 3 月		第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画（令和 3 年 3 月まで）策定	第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（令和 3 年 3 月まで）策定
平成 30 年 4 月 20 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 4 次） 閣議決定		

2. 策定の目的

寝屋川市の子どもたちが、本に親しみ、本から新たな知識を得る喜びを知るきっかけを作るため、読書活動を更に推進することが必要です。

市では、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これを基にした子ども読書活動推進施策を図っていきます。

3. 第2次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題

<計画全般の総括的検証>

(主な成果)

- ・図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう積極的に企画を工夫しています。
開催情報は広報、HP、館内掲示にとどまらず、令和元年度からは寝屋川市公式SNS(6)でも発信をしています。
- ・第1次計画から引き続き、乳幼児期の子ども読書活動推進施策(ブックスタート事業)(7)として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」や、親子で参加できる「だっこでよんで あそんでよんで」(8)、保育所園での「幼児のためのブックスタート事業」(9)、絵本の読み聞かせ(10)等の定例行事の実施を継続しています。
- ・平成25年4月寝屋川市駅前図書館を開設、整備したおはなし室を活用し、絵本タイムなどの子ども読書活動推進事業を継続して行っています。
- ・平成28年度より市内公立小中学校に学校司書が配置されました。平成28年度に6名、平成30年度に3名増員され、現在は計9名で小学校24校及び中学校12校を担当しています。

(課題)

- ・関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体と都度、意見交換を行っていますが、意見交換は団体ごとに行っています。現在、団体等の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワークの構築を図っています。
- ・第1次計画よりブックスタート事業を中心とした就学前の子ども読書活動推進に力点を置いたため、学齢期またはYA（ヤングアダルト）(11)層を対象とした施策の推進に依然として課題が残っています。
- ・障害のある子どもへの支援として点訳絵本や点字付きさわる絵本の蔵書数を増やしましたが、より一層の充実が必要です。またマルチメディアデイジー(12)や拡大読書器(13)、音声読み上げ機(14)等の利用がほぼなく、さらに周知をしていく必要があります。

< 推進施策の成果と課題 >

「第2次子ども読書活動推進計画」に基づく、子ども読書活動推進事業（平成28年度から令和元年度）の成果と課題については次頁からのとおりです。

第 1 節 家庭・地域における取			
	<取組の方向性>	評価	<検証結果>
1	家庭・地域における推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図り、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取組の充実を図ります。 	△	<p>【成果】各団体との意見交換を都度行っています。</p> <p>【課題】意見交換は団体ごとに行っているため、今後団体等の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワークの構築を図っていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出⁽¹⁵⁾の充実に努めます。 	△	<p>【成果】一部地域への団体貸出を行っています。</p> <p>【課題】地域への団体貸出は一部地域での実施にとどまっており、活動状況の把握が十分でないため、今後調査を行い、市立図書館を中心としたネットワーク化を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫します。また、各家庭に行事の開催情報が届くよう努めます。 	○	<p>【成果】親子参加型行事を多数開催しています。開催情報は広報、HP、館内掲示にとどまらず、令和元年度からは寝屋川市公式 SNS でも発信をしています。</p> <p>【課題】図書館の新規利用に繋がるよう、学校所園等とも連携を深め、さらにPRしていきます。</p>
2	図書館における推進		
	【乳幼児期の子ども読書活動推進】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行っています。毎年度、約 1,900 人の赤ちゃんに絵本をプレゼントしていきます。この事業は、図書館の基本的な事業の一つと 	○	<p>【成果】平成 19 年度より開始した当事業は以降も継続しています。</p> <p>平成 28 年度実績は 1,748 冊、平成 29 年度実績は 1,594 冊、平成 30 年度実績は 1,562 冊、令和元年度実績は 1,244 冊。</p> <p>【課題】この事業は図書館の基</p>

	<p>して今後も実施していきます。</p>		<p>本的な事業の一つとして実施しておりましたが、令和3年4月からは、市として各課の幼児対象の事業を集約し、乳児から幼児まで一連の読書活動支援事業として、さらに発展・継続させていただきます。</p>
	<p>・赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。</p>	<p>○</p>	<p>【成果】平成19年度より開始した当事業は以降も継続しています。「だっこでよんで あそんでよんで」(3期×4回)</p> <p>平成28年度参加人数実績は延べ232人、 平成29年度参加人数実績は延べ352名、 平成30年度参加人数実績は延べ265名、 令和元年度参加人数実績は延べ254名。</p> <p>また絵本タイムも図書館の定例行事として定着しています。</p> <p>平成28年度参加人数実績は延べ5,492名、 平成29年度参加人数実績は延べ4,611名、 平成30年度実績は延べ5,553名、 令和元年度実績は延べ3,804名。</p> <p>【課題】乳幼児期から図書館に親しんだ子どもたちも、成長とともに図書館に通わなくなる傾向にあるため、子どもたちが継続して利用したくなる環境づくりに努めます。</p>

【学校・保育所園の子ども読書活動推進】		
(読書のきっかけづくり・習慣化の推進)		
<p>・図書館と学校等が連携し、読書感想文コンクールや読書ノートなどの取組により、例えば、がんばった子どもたちに達成感を感じてもらえるような工夫をする等、読書のきっかけづくりや習慣化に努めます。</p>	○	<p>【成果】平成 29 年度より読書通帳（記述式）を希望者（市内小中学生）に図書館全館で配布しました。図書館での配布に加え、平成 30 年度からは学校図書館で学校司書が取扱いできるようにしています。</p> <p>平成 29 年度実績は 2,773 冊（配布期間：7 月 21 日～3 月 31 日）、平成 30 年度実績は 3,676 冊配布。</p> <p>令和元年度実績は 1,326 冊。</p> <p>【課題】利用が一部に限られているため、配布方法等さらなる周知に努めます。</p>
(おはなし会・ブックトーク)		
<p>・子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「夏のおはなし会」「小学生のためのストーリーテリング(16)」「紙芝居」などを継続的に実施していきます。</p>	○	<p>【成果】各行事、継続して実施しています。</p> <p>平成 28 年度実績「おたのしみ会」（中央）44 回 309 人、「おはなし会」（東）24 回 189 人、「小学生のためのストーリーテリング」（駅）4 回 29 人、「紙芝居タイム」（東）22 回 281 人。</p> <p>平成 29 年度実績「おたのしみ会」（中央）43 回 396 人、「おはなし会」（東）24 回 177 人、「小学生のためのストーリーテリング」（駅）4 回 23 人、「紙芝居タイム」（東）20 回 82 人。</p> <p>平成 30 年度実績「おたのしみ会」（中央）10 回 67 人（大阪府北部地震のため 7 月以降中</p>

		<p>止)、「おはなし会」(東) 23 回 200 人、「小学生のためのストーリーテリング」(駅) 4 回 22 人、「紙芝居タイム」(東) 23 回 279 人。</p> <p>令和元年度実績「おたのしみ会」(中央) 19 回 65 名、「おはなし会」(東) 18 回 107 人、「小学生のためのストーリーテリング」(駅) 4 回 37 人、「紙芝居タイム」(東) 21 回 229 人。</p> <p>*「おたのしみ会」(中央) は「おはなし会」「紙芝居」「大型絵本ほか」の総称です。</p> <p>【課題】 さらに参加者が増えるよう公式 SNS などを通じ、積極的に PR していきます。</p>
	(図書館見学・職場体験)	
	<p>・子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を積極的に受け入れます。</p>	<p>【成果】 図書館見学及び職場体験を受け入れています。</p> <p>平成 28 年度実績は、図書館見学：4 小学校 293 人、職場体験：6 中学校 11 人、</p> <p>平成 29 年度実績は、図書館見学：3 小学校 2 幼稚園 382 人、職場体験：6 中学校 12 人。</p> <p>平成 30 年度は、図書館見学：2 小学校 5 幼稚園 535 人、職場体験 1 中学校 2 名、</p> <p>令和元年度実績は図書館見学：3 小学校 1 幼稚園 353 人、職場体験：中央図書館が臨時図書室のため受入せず。</p> <p>【課題】 未実施の学校・保育所園もあるため、積極的に PR していきます。</p>

	(移動図書館)		
	<ul style="list-style-type: none"> 既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号(17)の巡回派遣を多くの学校に拡大していけるよう努めます。 	△	<p>【成果】 市内公立小学校2校へ移動図書館車の派遣を行っています。</p> <p>【課題】 移動図書館車派遣を有効に行うため、学校との調整を図り、派遣校の増加や拡充をしていきます。</p>
	(団体貸出)		
	<ul style="list-style-type: none"> 図書館では、小中学校への団体貸出用の本の充実を図ります。また市内小学校全体に団体貸出を利用してもらえるよう学校と連携し、条件整備や利用状況の把握に努めます。 	○	<p>【成果】 図書館では団体貸出を積極的に行っています。</p> <p>【課題】 未実施の学校所園もあるため、積極的にPR等していきます。</p>
	(学校への情報提供)		
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習(18)」を行っています。図書館では、学校に「調べ学習」のための本・資料・情報を提供します。 	○	<p>【成果】 図書館では学校に「調べ学習」の本・資料・情報の提供をしています。</p> <p>【課題】 学校の蔵書では限りがあるため、今後も「調べ学習」に利用できる資料を収集し、提供していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館に携わる司書教諭・学校司書(19)・教職員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を行います。 	○	<p>【成果】 学校司書を対象とした研修の実施、研修機会の情報提供を行っています。市立図書館主催の「おはなしの入門講座」や「ブックトーカー(20)養成講座」などへ参加を促しています。</p> <p>【課題】 今後も司書教諭・学校司書・教員等のスキルアップのための情報提供等を行います。</p>

	(YAサービス)		
	<ul style="list-style-type: none"> 中学生・高校生には、大人への成長過程にある時期だからこそ薦めたい、その時期に読んでほしい本を紹介する機会を積極的に作っていきます。 	△	<p>【成果】 一部中学校で本の紹介やブックトークを実施しています。</p> <p>【課題】 生徒が様々な本に触れる機会をさらに増やすため、各種媒体を活用し情報発信をしていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 中学生・高校生への読書推進のためYA（ヤングアダルト）資料の充実に努め、図書館での中高生の利用促進、中学校・高校での学校図書館での利用促進を図っていきます。 	△	<p>【成果】 中学生・高校生に興味を持ってもらうため、各館でYAコーナーを設置しています。</p> <p>【課題】 読書離れが進んでいる中学生・高校生に興味を持ってもらうため、各館でのYAコーナーをさらに充実させていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 図書館が中学校と連携し、本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえようような機会を設けていきます。 	△	<p>【成果】 中学生に図書館で職場体験をする機会を提供しています。</p> <p>【課題】 図書館が中学校との更なる連携を図り、職場体験だけでなくブックトークなど様々な機会の充実に努めていきます。</p>
(子ども読書活動推進ボランティアの支援)			
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援の施設で、また小学校や中学校で様々な活動を行っています。図書館は、ボランティア団体の活動を、積極的に支援していきます。 	△	<p>【成果】 勉強会のための本の貸出等、ボランティア団体への支援を行っています。</p> <p>【課題】 より一層の支援を行うため、図書館を中心としたネットワーク化を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研 	○	<p>【成果】 研修情報の提供を行っています。</p> <p>【課題】 ボランティア団体のスキルアップのため、さらなる</p>

	修等の情報を提供します。		情報提供をしていきます。
--	--------------	--	--------------

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組			
	<取組の方向性>	評価	<検証結果>
1	幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進		
	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターは、それぞれの施設において、絵本を準備し絵本のコーナーの更なる充実に努めます。また、幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っていきます。 	○	<p>【成果】幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは絵本コーナーを設置し、児童・保護者に貸出を行っています。また、保育士、地域のボランティア及びPTA活動等において読み聞かせを行っています。</p> <p>【課題】絵本コーナーのさらなる充実を図るため、図書館と連携していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。 	○	<p>【成果】幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは子ども達に様々なジャンルの本に触れる機会及び子どもの興味関心を広げることを目的とし、図書館から絵本や紙芝居などの団体貸出を受けています。</p> <p>【課題】絵本の内容を充実させるため、今後も図書館の団体貸出を活用していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート」事業（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施していきます。 	○	<p>【成果】平成21年度より開始した当事業は以降も継続しています。</p> <p>平成28年度実績は8保育所園48回、延べ3,396人、平成29年度実績は9保育所81回園、延べ4,950人、平成30年度実績は12保育所94回園、6,990人、令和元年度実績は9保育所70回園、4,428人。</p> <p>【課題】未実施の保育所園・認定こども園にも働きかけて、</p>

			実施先を増やす努力をしていきます。
2	学校における推進	評価	<検証結果>
	(学校図書館の充実)		
	・学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校司書等の活用に努めます。	○	【成果】各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進を行っています。 【課題】今後も各校の司書教諭と学校司書が連携し、さらなる読書活動の推進を行っていきます。
	・学校図書館のさらなる充実のため蔵書や管理システムの調査を行います。	△	【成果】各校の蔵書等を毎年調査しています。 【課題】各校の状況把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携して考えていきます。
	・司書教諭・学校司書・教職員等の子どもの読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。	○	【成果】図書館と連携し、学校司書連絡会を毎月、学校図書館連絡会を每学期開催しています。また、読み聞かせ講座等に参加することで、学校図書館に関する知識・技術の更なる向上を図っています。 【課題】読書活動に関係する人の専門性向上させるため、連絡会を継続していきます。
	・学校蔵書の充実に努めるとともに市立図書館と連携し必要な本を用意します。	○	【成果】学校蔵書の充実に努めるとともに、団体貸出カードや個人貸出カードを活用し、必要な本を用意しています。 【課題】学校の蔵書では限りがあるため、今後も市立図書館と連携し蔵書の充実に努めます。

	(学校での読書活動推進)		
	・児童・生徒が読書の楽しさを知る取組を積極的に行います。	○	【成果】学校司書が連絡会や研修で学んだ内容を、各校の司書教諭や図書担当者と共有し、児童・生徒が読書の楽しさを知ることができるよう取り組んでいます。 【課題】児童・生徒が読書の楽しさを知ることができるようにするため、今後も連絡会や研修で学んだ内容を共有していきます。
	・本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組めます。	○	【成果】各校に新聞を配備することで、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組んでいます。 【課題】学校の蔵書では限りがあるため、市立図書館の資料を活用し、「調べ学習」のさらなる充実に努めます。
	・学校の読書環境充実のため、図書館と連携して移動図書館車の受け入れに努めます。	△	【成果】市内公立小学校2校で移動図書館車を受け入れています。 【課題】移動図書館車派遣を有効に行うため、市立図書館との調整を図り、受入校の増加や拡充をしていきます。
	・図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント(子ども版ビブリオバトル(21)、えほんのひろば等)の実施に努めます。	○	【成果】市立図書館や学校図書館連絡会でブックトークやビブリオバトル等の研修を実施し、各校において子ども読書活動を推進しています。 【課題】児童や生徒が読書への興味を持つきっかけを作るため、今後も各校において子ども読書活動推進のイベントをしていきます。
	・地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政	○	【成果】各校において、読み聞かせ等で子どもの読書活動

	<p>機関、公共施設、図書館との連携・協力を努めます。</p>		<p>推進ボランティアと連携・協力を進めています。</p> <p>【課題】児童や生徒が読書への興味を持つきっかけを作るため、地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政機関、公共施設、図書館とのさらなる連携・協力を進めていきます。</p>
--	---------------------------------	--	--

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組			
	<取組の方向性>	評価	<検証結果>
1	障害のある子どもの読書支援		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料⁽²²⁾や録音図書⁽²³⁾などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。 	△	<p>【成果】点訳絵本⁽²⁴⁾蔵書数約170冊、点字付きさわる絵本蔵書数約15冊、布の絵本蔵書数約5冊。</p> <p>【課題】専門機関や関連部署との連携を図ります。また録音図書は一般（大人向け）のものがほとんどで、子ども向けのものはないため、今後、ボランティア団体と連携し子ども向けの蔵書を増やしていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大読書器、音声読み上げ機能など障害者が読書しやすい機器の利用促進に努めます。 	△	<p>【成果】各館に設置しています。</p> <p>【課題】利用者が非常に限られており、機器を知らない人もいる可能性があるため、必要とする人に的確に情報が行き渡るようPRに努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朗読ボランティアや布の絵本手作りボランティア、点訳ボランティア・録音ボランティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実に努めます。図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちの個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。 	△	<p>【成果】ボランティア団体との連携を図り資料の収集に努めています。</p> <p>【課題】学校・幼稚園・保育所園・支援センター等の発達段階に応じた読書活動の支援を図るため、ニーズの把握に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味 	△	<p>【成果】中央図書館リサイクル市を通じて、あかつき園・ひばり園への読書活動の支援を行っています。</p>

	や関心を引き出すことに努めます。		【課題】福祉施設や学校との連携を強める必要があるため、障害がある子のニーズを的確に把握し、読書支援を行っていきます。
2	外国人の子どもの読書支援	評価	
	・市域に住む外国語を母国語とする人（子ども）や外国の言語や文化等に関心のある子ども向けに図書館では外国語の絵本や児童書を継続して収集し、提供します。	○	【成果】外国語の絵本等の収集に努めています。外国語の絵本蔵書数約 920 冊。 【課題】外国語の絵本や児童書のさらなる充実を図るため、今後も収集に努めます。
	・収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」を中心に展示していきます。	○	【成果】収集した外国語の絵本や児童書を「アジア子ども文庫」を中心に展示しています。蔵書数約 150 冊。 【課題】収集した外国語の絵本や児童書を様々な人に見てもらえるよう「アジア子ども文庫」にとどまらず、各館に展示していきます。
	・外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館や学校、地域、各種団体が連携して支援に努めます。	△	【成果】日本でスムーズに生活できるよう、外国人のためのハンドブック等を所蔵しています。 【課題】地域・学校との連携が進んでいないため、ニーズを的確に把握し、必要な資料等を提供していきます。

第 2 章 第 3 次計画の基本的な考え方

1. 計画の目的・基本方針

市では、平成 18 年 3 月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を、平成 28 年 3 月に「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画の目的は、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進することでした。

第 3 次計画においても、その目的と基本方針は踏襲しながら、現在の子どもをとりまく社会状況や「第 2 次計画」での成果と課題を踏まえ、また子どもの読書活動推進に関わる関係課や団体及び市民で構成する寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の議論を踏まえて策定します。

【目的】

子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進します。

【基本方針】

- ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。
- ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本に触れる機会を設けられるよう努めます。
- ③日々多忙な上、スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいる Y A（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。
- ④障害のある子どもや、外国語を母国語とする子どものニーズを把握

し、読書支援を行います。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、同法の「目的」「基本理念」を実現するため、寝屋川市が策定する計画です。

計画策定に当たっては、平成28年策定の「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を行い、課題を抽出し、更なる充実・発展を目指した施策を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会による幅広い議論を踏まえ、市として目的実現のための施策を企画・実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に市民との協働のもと、子ども読書活動推進施策に取り組んでいきます。

なお、上位計画として、「第六次寝屋川市総合計画」（令和3年度～令和9年度）及び「寝屋川市社会教育推進計画」（令和3年度～令和9年度）があり、本計画はこれら上位計画に基づき策定します。

3. 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。

第3章 推進のための取組

第1節 家庭・地域における取組	実施区分
<p>1 家庭・地域における推進</p>	
<p>子どもが本に興味を持つきっかけをつくり、また習慣につなげるためには、家庭や地域の関わりが重要です。 乳幼児期から絵本や物語を読み聞かせてもらったり、本を自由に読むことができる環境にすることで、子どもは本の楽しさを知っていきます。またスマートフォンやタブレット、パソコンの普及により、子どもの余暇の過ごし方の選択肢が増えていきます。それらとの良好な関わりが今後ますます重要になってきます。</p>	
<p><取組の方向性> ・図書館を中心としたボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図っています。今後さらに、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取組の充実を図ります。</p>	<p>拡充</p>
<p>・地域への把握のための調査を行い、また地域での子ども食堂などで読書普及のための支援をしていきます。</p>	<p>拡充</p>
<p>・図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫し、新規利用に繋がるよう、学校園等とも連携を深めます。また開催情報は広報、ホームページ、館内掲示にとどまらず、寝屋川市の公式SNSを使い積極的に発信していきます。</p>	<p>継続</p>
<p>2 図書館における推進</p>	
<p>図書館は子どもが本と出会い、読書の楽しさに気づく場所です。子どもが通いたくなる場所であるために、魅力的な図書館づくりが必要になってきます。</p>	
<p><取組の方向性> 【乳幼児期の子ども読書活動推進】 (ブックスタート事業)</p>	
<p>・図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行ってきました。この事業は、図書館の基本的な事業の一つとして実施していましたが、令和3年4月からは市として各課の幼児対象の事業を集約し、乳児から幼児まで一連の読書活動支援事業として、さらに発展・継続させていきます。</p>	<p>拡充</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんと保護者が一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。また乳幼児期から図書館に慣れ親しんだ子どもが、以降も継続して利用できる環境づくりに努めます。 	<p>拡充</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館だけでなく子どもやその保護者が、本に触れる機会が増やせるよう、市内特定郵便局やシティステーションを活用した、配送事業のサービス⁽²⁵⁾を提供します。 	<p>新規</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスを充実させ、子どもたちにより本に親しみを持ってもらえるよう努めます。 	<p>拡充</p>
	<p>【学校・保育所園の子どもの読書活動推進】 (読書のきっかけづくり・習慣化の推進)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本の魅力を通して子どもと保護者が本と結びつき、安全で安心して、楽しく過ごせる空間を確保した施設として、市駅前にこども専用図書館⁽²⁶⁾の整備を検討します。 	<p>新規</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代や学生の、学びや憩いの場として、自分の時間、居場所ができるような空間を創出し、総合図書館としての機能を持った図書館を市駅前に新設します。 	<p>新規</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・読書のきっかけづくり・習慣化の取組として、平成 29 年度から読書通帳（記述式）を希望者（市内小中学生）に図書館全館で配布しています。図書館での配布に加え、平成 30 年度からは学校図書館で学校司書が取扱できるようにしています。この取組は今後も続けていくことに加え、利用が一部に限られているため、PR方法及び配布方法を工夫しさらなる周知に努めます。 	<p>継続</p>
	<p>(本展・行事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ別・季節ごとに本を紹介する子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「大型絵本」「紙芝居」などを継続的に実施していますが、さらに参加者を増やせるよう公式SNSなどを通じ、積極的にPRしていきます。 	
	<p>(図書館見学・職場体験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を受け入れています。今後、未実施の小中学校・保育所園にも積極的にPRしていきます。 	

	<p>(移動図書館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号の巡回を多くの学校に拡大していけるよう努めます。 	<p>拡充</p>
	<p>(団体貸出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所園への団体貸出利用の本の充実を図り、積極的に行ってきましたが、今後未実施の学校園所にも利用していただけるようPRに努めます。 	<p>拡充</p>
	<p>(学校への情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習」を行っています。図書館では、今後も「調べ学習」に利用してもらえる資料を収集し、情報提供をしていきます。 	<p>継続</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館に携わる司書教諭・学校司書・教員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を引き続き行います。 	<p>継続</p>
	<p>(YAサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期より本に慣れ親しんだ子どもも、自身の成長とともに余暇を過ごす手段の選択肢も増え、紙の本に触れる機会が減っていく傾向にあります。しかしスマートフォンなどで電子書籍にふれる中学生・高校生も多いため、本に再び興味を持つきっかけづくりとなるよう、電子書籍⁽²⁷⁾を活用していきます。 	<p>新規</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生・高校生への読書推進のためのYA（ヤングアダルト）資料のコーナーの充実に努めます。 	<p>継続</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館が中学校と連携し、ブックトークなどを通じて本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえるような機会を設けていきます。 	<p>継続</p>
	<p>(子ども読書活動推進ボランティアの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援施設、また小中学校で様々な活動を行っています。図書館はそれら団体の勉強会のため本の貸出等を行っています。今後より一層の支援を行うため、年1回の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワーク化を図り、各団体と情報を共有します。またボランティア活動を希望する人には情報を提供します。 	<p>拡充</p>

	<ul style="list-style-type: none">・子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研修等の情報を引き続き提供していきます。	継続
--	---	----

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組	実施区分	
1 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進		
<p>幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期にあたります。その大切な時期に、一日の多くの時間を過ごす幼稚園や保育所園で、友だちや先生と一緒に読書を体験することは、感性を育み、ことばを豊かにする素晴らしい機会となります。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターの施設において、図書館と連携し絵本を準備し絵本コーナーの更なる充実に努めます。また、幼稚園教員や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、今後も図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所園・認定こども園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート事業」（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施するとともに、未実施の保育所・認定こども園にも働きかけて、実施先を増やす努力をしていきます。 	継続
2 学校における推進		
<p>小・中学校は、子どもが一日の大半を過ごす中で交友関係を広げ新たな知識を身に付ける場所です。そこで行われる読書活動の推進は子どもたちの成長にとって非常に重要な役割を担っています。また、先生や親から与えられた本を読む受け身の状態から、自分たちで本を選ぶという自発的な行動に移る大切な時期でもあるため、子どもたちが自由に本を選ぶ環境を整えることが重要です。</p>		
	<p><取組の方向性> (学校図書館の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進を行っていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の学校図書館の開館時間の拡充や蔵書状況の把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携協力して考えていきます。 	拡充

	<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭・学校司書・教員等の子どもの読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努め、連絡会を継続していきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校蔵書の充実に努めるとともに今後も市立図書館と連携し必要な本を用意します。 	継続
	<p>(学校での読書活動推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、朝の読書タイムや国語の時間等を利用し、教員等やボランティア団体による読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークにふれる機会を設けます。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の資料を利用し、本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」のさらなる充実に取り組みます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の読書環境充実のため、市立図書館と連携してより多くの学校が移動図書館車を受け入れるとともに、読書通帳の普及に努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の団体貸出や移動図書館車の受け入れなどを利用して、子どもたちがよりたくさんの本にふれられる機会を設けていきます。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント（子ども版ビブリオバトル、ブックトーク等）の実施に努めます。また各校のイベント実施状況を把握するシステムをつくっていきます。 	拡充
	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、読み聞かせ等で子どもの読書活動推進ボランティアと連携・協力を進めています。それらの活動を図書館が中心となって各団体等との連携を図れるよう、それぞれの活動場所や内容の把握を行っていきます。 	拡充

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組		実施区分
1 障害のある子どもの読書支援		
<p>障害のある子どもへの読書支援を行うためには、それぞれの子どもの障害、発達の状態に応じて様々な資料を収集していくことが重要になります。また、それらの資料が必要な子どもに届けるため、資料の周知や橋渡しの役割を果たす人材も必要となってきます。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもにとっても図書館が身近な存在になるよう、障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催します。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大読書器、音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器をさらに周知し、利用促進に努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料や録音図書などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読ボランティアや点訳ボランティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実に努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちのニーズを把握し、個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。 	継続
2 外国人の子どもの読書支援		
<p>外国人の子どもが母国語ではない環境で生活する上で、社会生活に必要な日本語、生活様式等を学べる資料が必要になってきます。また、自らの文化にふれる機会を持つことや、親子で母国語を使い続けられることも大切です。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の子どもが日本文化にふれられる図書館に通うきっかけとなるよう、日本語を母国語としない子どもも楽しめる行事を開催します。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に住む外国語を母国語とする人（子ども）や外国語や文化等に関心のある子ども向けに、外国語の絵本や児童書をさらに充実させるため今後も収集し提供します。 	継続

	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した外国語の絵本や児童書を、寝屋川市駅前図書館の児童コーナーの「アジア子ども文庫」にとどまらず、各館で展示していきます。 	<p>継続</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館は実態を把握し、学校や地域、関係団体が連携して支援に努めます。 	<p>継続</p>

用語解説

番号	語句	語句解説
(1)	子どもの読書活動の推進に関する法律	平成13年12月に公布・施行。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定された。
(2)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	平成14年8月、子どもの読書活動の推進に関する法律第八条の規定に基づき策定された国の基本計画。同計画は平成23年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画を策定している。
(3)	大阪府子ども読書活動推進計画	平成15年1月、子どもの読書活動の推進に関する法律第九条の規定に基づき大阪府教育委員会が「大阪府子ども読書活動推進計画(第1次)」を策定。平成23年3月に「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」、平成28年3月に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定。
(4)	赤ちゃんに絵本を贈ろう事業	本市ブックスタートの中心的な事業。4か月児健康診査の際に赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしている。その際に絵本の読み聞かせの体験や赤ちゃん用絵本の紹介、図書館利用の案内等を行っている。
(5)	読書通帳	読んだ本の履歴や図書の貸出履歴を記録しておく通帳タイプのノートで、本市では自分で書き込んでいく自書タイプを採用している。
(6)	公式SNS	寝屋川市が公式に発信しているソーシャル・ネットワーキング・サービス。公式アプリケーション「もっと寝屋川」、Facebook ページ、Twitter アカウント、ホームページ、YouTube チャンネル、Instagram アカウントがある。

(7)	ブックスタート事業	1992年に英国で始まった読書推進活動。赤ちゃんに「絵本」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあう時間を持つきっかけづくりをサポートする取組。本市では、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」のほか、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせや、絵本の読み聞かせ講座等の多彩な事業を行っている。
(8)	子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんであそんでよんで」	0歳からのブックスタートとして、赤ちゃんと保護者を対象に1期4回（令和2年度は1期3回）の講座を実施。絵本や「わらべうた」の紹介、読み聞かせの実演等を行い絵本を通じた親子のふれあいの大切さについて啓発する講座。年3期実施。
(9)	幼児のためのブックスタート事業	市内保育所園において3・4・5歳児を対象に絵本の読み聞かせを行う事業。本市では1保育所園あたり年間9回程度実施している。
(10)	絵本の読み聞かせ	子どもに保護者や幼稚園教員・保育士等の子どもの教育に携わる人が絵本を読み聞かせること。子どもの精神状態を落ち着かせ、幸福感を与え、読み手・聞き手双方の脳に良い影響を与える効果があるとされている。近年は、図書館や公共の場所等で地域のボランティアが読み聞かせを行うことが増えている。
(11)	YA（ヤングアダルト）	YA（ヤングアダルト）とは主に中学生・高校生のことを示す図書館用語。精神的・肉体的に大人になりつつある中学生・高校生年代を対象にした図書館サービスをYAサービスと称している。具体的には、年代を意識した選書を行い紹介することや読書推進に資する行事等を行っている。
(12)	マルチメディアデイジー	デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。もともとは視覚障害者の録音図書のために開発されたもの。 マルチメディアデイジーは音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることができ、パソコン上で専用再生ソフトを使用すると、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラスト

		の変更ができる。ハイライトがつくこと・目次があること・目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができることなどの機能もあり、さらにタッチパネルの使用、点字ディスプレイへの接続も可能。
(13)	拡大読書器	視覚障害や加齢等により視力が減退した人の読書支援のため、本や雑誌の文字を自由に拡大しモニターで見ることができる機器。
(14)	音声読み上げ機	本や雑誌の活字をスキャンとして認識し音声で読み上げる機械のこと。これにより読書だけでなく、文書や説明書等の読み上げが可能となり視覚障害者の利便性が格段に向上する。
(15)	団体貸出	図書館に団体登録をした学校や団体に対し、大量の本を長期間（1年程度）貸し出す制度。 ※本市の場合、個人貸出では20冊を限度に3週間の貸出期間である。
(16)	ストーリーテリング	ストーリーテリング（おはなし）は、語り手が昔話や物語を覚えて自分のものにして語ること。子どもがおはなしを聴くことにより物語に興味をもつことによってスムーズに読書することに繋がる効果がある。図書館では、市民ボランティア団体が定期的におはなし会を開催している。
(17)	移動図書館おきがる号の巡回	移動図書館「おきがる号」を市内30か所に概ね3週間に1度の周期で派遣している。こうした一般利用を目的とした移動図書館巡回のほか、市内小学校にも巡回している事例がある。
(18)	調べ学習	児童や生徒が、様々なテーマ・課題に沿って、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして、その結果をまとめること。
(19)	学校司書	学校図書館法の一部改正により同法第六条第1項及び第2項に明記された「学校司書」は、同法附則第2項により「この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、現時点では

		「学校司書」の資格及び養成課程について制度化はされていない。
(20)	ブックトーカー	テーマを決め、そのテーマに沿った本を複数冊、順に紹介していくことをブックトークと言う。その紹介者（話し手）をブックトーカーと呼ぶ。
(21)	子ども版ビブリオバトル	<p>ビブリオバトルは、本の紹介を通じて本を知り人を知るゲーム形式のイベント。</p> <p>ルール：発表者5人程度が読んで面白いと思った本を聴取参加者に1人5分ずつ本を紹介する。全員発表した後に聴衆参加者を交えて3分程度ディスカッションした後に誰が紹介した本が一番読んでみたいと思ったかを投票し最も投票が多かった本が「チャンプ本」となる。</p> <p>ビブリオバトルは本の面白さを知るだけでなく人前で意見を述べるトレーニングになること、バトルを通して多くの人を知り合うこと等、読書活動推進効果が認められている。こうした取組を図書館だけでなく子ども版として学校でも行うことで、読書活動の推進につなげる取組。</p>
(22)	点字資料	視覚障害者の読書支援のため点字で打刻した図書のこと。
(23)	録音図書	視覚障害者の読書支援のため、音声録音された図書のこと。従来はカセットテープに録音されたものが主流であったが、近年はダイジー形式（国際基準の録音形式）で録音されたデジタル図書（CD）が主流になりつつある。本市では、点字図書・録音図書をそれぞれ市民のボランティア団体の尽力により製作し視覚障害者に貸出を行っている。
(24)	点訳絵本	点訳絵本とは市販の絵本が見える人、見えない人が一緒に楽しめるように工夫された絵本。透明な塩化ビニールシートに文章を点訳し活字部分に貼り付け、同じシートを絵の形に切って絵の上に貼ったり、形が取れないものは説明文を添えるなどの工夫をしている。
(25)	配送事業	インターネットなどで予約した図書を市内27か所の郵便局や4か所のシティ・ステーション

		で受取・返却ができるサービス。令和2年10月より開始した。
(26)	こども専用図書館	本の魅力を通して、子どもと保護者が本と結びつき、安心して過ごせる空間を創出するため、市駅前に整備が予定されている施設。
(27)	電子書籍	利用者自身の端末からインターネットを利用して電子化された本の貸借ができるクラウド型サービス。令和3年3月より開始した。

參考資料

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

寝屋川市教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。この場合において、第11号から第15号までの委員の任命に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）で活動する図書館関係団体（市内を含む地域で活動する団体を含む。）の構成員
- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部一課の課長
- (9) 福祉部障害福祉課の課長
- (10) こども部子育て支援課の課長
- (11) 子ども部保育課の課長
- (12) 学校教育部学務課の課長
- (13) 学校教育部教育指導課の課長
- (14) 社会教育部社会教育課の課長
- (15) 社会教育部中央図書館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

1 委員名簿

委員構成 (寢屋川子ども読書活動推進計画策定 委員会規則第3条第1項)		氏名	備考
第1号	公募による市民	秋山 真紀	—
第2号	図書館に関し識見を有する者	尾崎 安啓	大阪市史編纂所所長
第3号	図書館関係団体の構成員	上野 勝子	寢屋川子どもと本の連絡会会長
第4号	市立小学校の校長	有山 陽子	寢屋川市立啓明小学校校長
第5号	市立中学校の校長	一柳 康人	寢屋川市立中木田中学校校長
第6号	市立幼稚園の園長	中川 光世	寢屋川市立啓明幼稚園長
第7号	市立保育所の所長	松尾 久仁子	寢屋川市立さつき保育所長
第8号	企画一課における課長	西村 直人	経営企画部企画一課長
第9号	障害福祉課における課長	勝浦 由紀子	福祉部次長兼障害福祉課長
第10号	子育て支援課における課長	白石 みつ子	こども部子育て支援課長
第11号	保育課における課長	中村 誠	こども部次長兼保育課長
第12号	学務課における課長	中村 和寛	学校教育部学務課長
第13号	教育指導課における課長	山口 健司	学校教育部教育指導課長
第14号	社会教育課における課長	谷口 卓也	社会教育部次長兼社会教育課長
第15号	中央図書館長	西村 洋一	社会教育部次長兼中央図書館長
第15号	中央図書館長	山口 克也	社会教育部長兼中央図書館長

なお、第15号委員は令和2年9月3日付けの人事異動により交代のため、2名記載

2 委嘱・任用期間

令和2年7月1日～令和3年3月31日

3 会議

(1) 第1回会議

日時：令和2年7月13日(月) 午前10時～

会場：寢屋川市役所議会棟 4階 第1委員会室

出席委員：全委員15名中15名出席につき会議成立

上野勝子委員→委員長に選出。 尾崎安啓委員→副委員長に選出。

秋山真紀委員、有山陽子委員、一柳康人委員、中川光世委員、

松尾久仁子委員、西村直人委員、勝浦由紀子委員、白石みつ子委員、

中村誠委員、中村和寛委員、山口健司委員、谷口卓也委員、西村洋一委員
次第

- ・委嘱状交付式：会議に先立ち寝屋川市教育委員会委嘱状交付式
- ・教育委員会挨拶：山口社会教育部長
- ・自己紹介：出席委員の自己紹介及び事務局の自己紹介
- ・寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の説明

議案

- ・委員長の選出について 上野勝子委員長を選出
- ・副委員長の選出について 尾崎安啓副委員長を選出
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案）について

(2) 第2回会議

日時：令和2年8月19日（水） 午前10時～

会場：保健福祉センター 5階会議室1・2

出席委員：全委員15名中9名出席につき会議成立

上野勝子委員長、尾崎安啓副委員長、秋山真紀委員、有山陽子委員、
一柳康人委員、中川光世委員、松尾久仁子委員、西村直人委員、
谷口卓也委員

協力：教育指導課・高芝健係長

（学校教育部教育指導課・山口健司委員が欠席のため）

欠席委員：勝浦由紀子委員、白石みつ子委員、中村誠委員、中村和寛委員、
山口健司委員、西村洋一委員

次第

議案

- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案）の修正箇所について
- ・第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の評価について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案2）目的・方針について
- ・子どもの読書活動調査について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案2）第1節について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（案2）第2節について

(3) 第3回会議

日時：令和2年10月19日（月） 午後1時30分～

会場：寝屋川市役所議会棟 4階第1委員会室

出席委員：全委員15名中13名出席につき会議成立

上野勝子委員長、尾崎安啓副委員長、有山陽子委員、一柳康人委員、
中川光世委員、松尾久仁子委員、西村直人委員、勝浦由紀子委員、
白石みつ子委員、中村誠委員、山口健司委員、谷口卓也委員、
山口克也委員（西村洋一委員人事異動により後任）

協力：学務課・高見恒治委員

(学校教育部学務課長・中村和寛委員が欠席のため)

教育指導課・高芝健係長

(学校教育部教育指導課長・山口健司委員が遅刻のため)

欠席委員：秋山真紀委員、中村和寛委員、山口健司委員

次第

議案

- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案)の修正箇所について
- ・第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の評価について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)目的・方針について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)第1節について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)第2節について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(案3)第3節について

(4) 第4回会議

日時：令和3年3月29日(月) 午前10時～

会場：寝屋川市役所議会棟 4階 第I・II会議室

出席委員：全委員15名中13名出席につき会議成立

上野勝子委員長、尾崎安啓副委員長、秋山真紀委員、有山陽子委員、
一柳康人委員、中川光世委員、松尾久仁子委員、西村直人委員、
白石みつ子委員、中村誠委員、中村和寛委員、山口健司委員、
谷口卓也委員、山口克也委員

協力：教育指導課・高芝健係長

(学校教育部教育指導課長・山口健司委員が欠席のため)

欠席委員：勝浦由紀子委員、山口健司委員

次第

議案

- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリック・コメントの結果について
- ・第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(最終案)について

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（概要）

<p><計画策定の目的> 子どもが読書の楽しさに気づききっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。</p> <p><計画策定の基本方針> ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。 ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本にふれられる機会を設けられるよう努めます。 ③スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいるYA（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。 ④障害のある子どもや、外国語を母語とする子どものニーズを把握し、読書支援を行います。</p> <p><計画の位置づけ> (法) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、寝屋川市が策定する計画です。 (計画) 国「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」、大阪府「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を受けて策定します。 (市の上位計画) 「第六次寝屋川市総合計画」（令和3年度から令和9年度）、「寝屋川市社会教育推進計画」（令和3年度から令和9年度）に基づき策定します。</p> <p><計画期間> 令和3年度から令和7年度（5か年）</p> <p><対象> 「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。</p>	<p>「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題</p> <p><主な成果> ◆図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう積極的に工夫して企画をすることができました。開催情報は広報、HP、館内掲示に加えて、令和元年度からは寝屋川市公式SNSでも発信をしました。 ◆第1次計画から引き続き、乳幼児期の子ども読書活動推進施策（ブックスタート事業）として、4か月児健康診査時「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」や、親子で参加できる「だっこでよんで あそんでよんで」、保育所園での「幼児のためのブックスタート事業」絵本の読み聞かせ等の定例行事の実施に取り組みしました。 ◆平成28年度より市内公立小・中学校に9名配置されている学校司書と市立図書館の間で連携を図ることができました。 ◆平成29年度より読書通帳（記述式）を希望者（市内小中学生）に図書館全館で配布し、平成30年度からは学校図書館で学校司書も取扱いできるようにしました。</p> <p><主な課題> ◆関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体ごとに適宜、意見交換を行っていますが、団体等の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワークの構築ならびにさらなる連携を図る必要があります。 ◆これまでの就学前や学齢期の子どもの読書活動に加え、より一層学齢期やYA（ヤングアダルト）層を対象とした施策を推進していく必要があります。 ◆障害のある子どもへの支援として点訳絵本や点字付きさわる絵本の蔵書数を増やすなどしましたが、さらなる取り組みが求められます。またマルチメディアデジターや拡大読書器、音声読み上げ機等の利用が少ないため、それらを必要とする人への周知等の工夫を行い利用の促進を図る必要があります。</p>
--	--

子ども読書活動推進の取組の方向性

家庭地域における推進	図書館における推進	幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国人の子どもの読書支援
本に対する興味をきっかけづくり、習慣化	乳幼児期の子ども読書活動推進（ブックスタート事業）	読書環境の充実	学校図書館の充実	障害のある子どもの読書環境の充実	外国人の子どもの読書支援・読書環境の充実
<ul style="list-style-type: none"> ◆図書館を中心としたボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図ります。 ◆地域での子ども食堂などで読書普及のための支援をしていきます。 ◆親子で参加できる企画を工夫し、開催情報を積極的に発信していきます。 ◆図書館だけでなく、子どもや保護者が、本に触れる機会が増やせるよう、移動図書館車の充実や市内の特定郵便局やステーションを活用した、配送事業のサービスを提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業は、今後、市として各課の幼児対象の事業を集約し、乳児から幼児まで一連の読書活動支援事業として、さらに発展・継続させていきます。 ◆赤ちゃんと保護者が一緒に楽しめる講座や絵本の読み聞かせ等を継続していきます。 ◆乳幼児期の子どもや保護者にも、身近に図書サービスが提供できる移動図書館車の充実など、体制を整えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各施設において絵本を準備し、絵本のコーナーの更なる充実に努めます。また、幼稚園教員や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなどを行っていきます。 ◆幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。 ◆「幼児のためのブックスタート事業」を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進を行っていきます。 ◆各校の学校図書館の開館時間の拡充や蔵書状況の把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携協力して考えていきます。 ◆図書館と連携し必要な本を用意します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催します。 ◆拡大読書器・音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器をさらに周知し、利用促進に努めます。 ◆朗読ボランティアや点訳ボランティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実に努めます。 ◆障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。 ◆障害のある子どもたちのニーズを把握し、個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語を母国語としない子どもも楽しめる行事を開催します。 ◆市域に住む外国語を母国語とする人（子ども）や外国語や文化等に関心のある子ども向けに、外国語の絵本や児童書をさらに充実させるため、今後も収集し、提供します。 ◆収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」にとどまらず各館で展示していきます。 ◆外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館は実態を把握し、学校や地域、関係団体が連携して支援に努めます。
子ども読書活動推進ボランティアの支援					
<ul style="list-style-type: none"> ◆図書館を中心とした子どもの読書活動推進ボランティアとのネットワーク化を図り、各団体と情報を共有します。 ◆子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、研修等の情報を提供します。 					